平成２８年（フ）第３０号
岡山県津山市日上1424番地、前住所東京都杉並区善福寺２丁目12番７号　ハウスＡ　101
債務者　松本　　翔
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第１０８号
香川県丸亀市綾歌町富熊5023番地２
債務者　鶴田　洋次
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１２６号
岐阜市長良井田62番地１　（キャッスルハイツ長良井田Ⅳ　302号室）
債務者　近藤　　忍
1　決定年月日時　平成28年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１３８号
岐阜市織田町１丁目５番地
債務者　堀　あさ子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第７６号
青森県むつ市栗山町９番46号
債務者　清藤　義雄
1　決定年月日時　平成28年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２１号
千葉県市川市高谷２丁目１番６―302号　（フレア・ウイング林）
債務者　漆山　尚克
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２６４号
千葉県船橋市若松２丁目４番６棟503号
債務者　山田　　厚
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２８７号
千葉市若葉区原町792番地１　ラフィネ西都賀202号
債務者　大須賀弘之
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２８８号
千葉市若葉区原町792番地１　ラフィネ西都賀202号
債務者　大須賀かおり
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２９０号
千葉県船橋市習志野台２丁目54番１号フロンティアⅠ―Ａ棟212号、申立時の住所千葉県市川市鬼高２丁目12番41号　（エポックＵ２―202号）
債務者　松下　雅代（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３０１号
千葉県船橋市三山５丁目14番２棟202号
債務者　鈴木　義孝
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３０８号
千葉市美浜区高洲２丁目２番１棟504号
債務者　川端　麻紀
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３１７号
千葉県船橋市三山２丁目24番16号
債務者　井上　　保
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３２１号
千葉県八千代市緑が丘２丁目20番地12　ベルウッド弐番館201
債務者　大山　正徳
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３２４号
千葉市緑区誉田町３丁目71番地30
債務者　金坂真奈美（旧姓日暮）
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３５３号
千葉市美浜区高洲２丁目１番６棟306号
債務者　西　　領一
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３６３号
千葉県市原市八幡1968番地１　ロシニョル103
債務者　佐々木純子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係